

平成25年度 定例監査実施結果（下期分）

1 監査実施所属数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
知事政策局		1		1
企画県民部		6		6
総務部		3		3
福祉保健部		18		18
森林環境部		2		2
産業労働部		7		7
観光部		1		1
農政部		8		8
県土整備部		7		7
教育委員会		49	1	50
公安委員会		12		12
合計	0	114	1	115

2 監査対象期間

前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査の実施期間

平成25年9月12日～平成26年2月4日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度「税外収入未済に対する債権管理は適切か。」を昨年度に引き続き重点事項とした。重点事項の監査では、昨年度に指摘した事項の改善状況と新たに発生した収入未済債権の管理状況について監査を実施している。

また、今年度は「建設工事における設計変更及び契約変更は適切に行われているか。」を工事監査の重点事項及び行政監査として定例監査と併せて実施している。

5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
意見	監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

なお、行政監査は事務事業の効率性、経済性、有効性等の観点から監査を行うため、結果については、改善・検討を要する事項を類型化して登載することとした。

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求める。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。なお、必要があると認められる事項については、その処理状況の回答を求める。

意見については、監査対象機関に文書で提出する。また、必要があると認められるときは、監査の結果とともに公表する。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。

7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は、下表のとおりである。

区 分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			2	1	1	1			2	7
指導事項	24	13	22	11	17	31	3	5		126
注意事項	2	2	4	8		26	2	1		45
意 見										0
合 計	26	15	28	20	18	58	5	6	2	178

所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月20日、平成26年1月24日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (物品1) 1) 山梨県職員録の購入に要する経費は、職員録代金に送料分を含めた金額であるが、物品要求書には送料が含まれておらず、支払限度額を超えて支払を行っていた。 (注意事項) なし</p>	

監査対象所属	企画県民部 中北地域県民センター
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月18日、10月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	企画県民部 峡東地域県民センター
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月24日、10月22日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (給与1) 1) 登記事務嘱託職員の登記促進報償金に係る特別報酬について、建設事務所の職員に対しては報償費で支出し、農務事務所の職員に対しては報酬で支出しており、同一の支払内容に対し支出科目が相違していた。 また、当該支出については、県土整備部及び農政部がそれぞれ定めた「登記促進報償金支給要領」により行われていたが、農政部の要領について、記載内容が不明確であり一部不備があった。 (注意事項) なし</p>	

監査対象所属	企画県民部 峡南地域県民センター
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月24日、10月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	企画県民部 峡南地域県民センター (西八代)
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月26日、10月23日

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	企画県民部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月27日、10月24日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	企画県民部 総合理工学研究機構
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月22日、11月28日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	企画県民部 県民生活センター
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月10日、平成26年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	総務部 職員研修所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月23日、平成26年1月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	総務部 総合県税事務所																																										
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月																																										
監査実施日	平成25年11月14日、平成26年1月22日																																										
監査の結果																																											
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 3件 (収入2、給与1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 県税過年度分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">科目</th> <th>平成24年度決算時</th> <th>平成25年10月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">間 接 税</td> <td>ゴルフ場利用税</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>軽油引取税</td> <td style="text-align: right;">22,288,283</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>県たばこ税</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">直 接 税</td> <td>個人県民税</td> <td style="text-align: right;">2,155,890,167</td> <td style="text-align: right;">1,868,508,816</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td style="text-align: right;">28,056,572</td> <td style="text-align: right;">15,888,235</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td style="text-align: right;">52,666,368</td> <td style="text-align: right;">41,589,357</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td style="text-align: right;">47,815,045</td> <td style="text-align: right;">30,233,212</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td style="text-align: right;">242,410,654</td> <td style="text-align: right;">165,631,589</td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td style="text-align: right;">269,500,393</td> <td style="text-align: right;">200,125,593</td> </tr> <tr> <td>鉦区税</td> <td style="text-align: right;">77,000</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,818,704,482</td> <td style="text-align: right;">2,321,976,802</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 免税軽油使用者証明手数料の収入証紙の消印実績について、収入証紙消印実績簿に登載されていないものがあった。 3) JR使用による出張において、往復同一区間でかつ片道601Km以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていないものがあった。 (注意事項) 1件 (契約1)</p>				科目		平成24年度決算時	平成25年10月末現在	間 接 税	ゴルフ場利用税	0	0	軽油引取税	22,288,283	0	県たばこ税	0	0	直 接 税	個人県民税	2,155,890,167	1,868,508,816	法人県民税	28,056,572	15,888,235	個人事業税	52,666,368	41,589,357	法人事業税	47,815,045	30,233,212	不動産取得税	242,410,654	165,631,589	自動車税	269,500,393	200,125,593	鉦区税	77,000	0	合計		2,818,704,482	2,321,976,802
科目		平成24年度決算時	平成25年10月末現在																																								
間 接 税	ゴルフ場利用税	0	0																																								
	軽油引取税	22,288,283	0																																								
	県たばこ税	0	0																																								
直 接 税	個人県民税	2,155,890,167	1,868,508,816																																								
	法人県民税	28,056,572	15,888,235																																								
	個人事業税	52,666,368	41,589,357																																								
	法人事業税	47,815,045	30,233,212																																								
	不動産取得税	242,410,654	165,631,589																																								
	自動車税	269,500,393	200,125,593																																								
	鉦区税	77,000	0																																								
合計		2,818,704,482	2,321,976,802																																								

監査対象所属	総務部 消防学校		
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月		
監査実施日	平成25年10月22日、11月28日		
監査の結果			
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 2件 (契約2) 1) 自動販売機の設置・運営を目的とする行政財産貸付契約の予定価格調書に契約担当者の認印がなかった。 2) 燃料供給契約外3件は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。 (注意事項) 1件 (契約1)</p>			

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (本所)		
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月		
監査実施日	平成25年9月19日、11月1日		
監査の結果			

(指摘事項) なし

(指導事項) 4件 (収入1、支出1、給与2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

[一般会計]

①父子福祉資金貸付金償還金

過年度分 5,480,798円 平成25年度分 129,600円

合計 先数 5件 5,610,398円

[特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 85,356,065円 平成25年度分 1,406,725円

合計 先数 164件 86,762,790円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 802,945円 平成25年度分 2,699円

合計 先数 37件 805,644円

③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 11,019,834円 平成25年度分 144,325円

合計 先数 17件 11,164,159円

④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数 7件 326,148円

⑤母子福祉資金違約金

過年度分 先数 7件 62,558円

⑥母子福祉資金貸付金返納金

平成25年度分 先数 1件 75,000円

2) 会議に要する経費として支出した前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。

3) 扶養手当の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。

4) 非常勤嘱託医の報酬に係る源泉所得税について、月額表で計算すべきところ日額表で計算したため、過少徴収となっていた。

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所(峡北支所)
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月13日、10月16日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (支出2)	
1) 国民生活基礎調査に係る経費・調査員報償費について、平成24年6月に調査を実施しているにもかかわらず、支払は翌年4月と大幅に遅延していた。	
2) 結核患者管理検診・接触者等検診委託に要する経費について、委託期間は平成25年4月1日からであるが、支出負担行為何いは4月17日に起案されており、遅延していた。	
(注意事項) なし	

監査対象所属	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月25日、11月5日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (収入1、契約1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

[一般会計]

①父子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 先数 1件 824,800円

[特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 9,601,986円 平成25年度分 352,675円

合計 先数 26件 9,954,661円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数 2件 181,648円

③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 1,915,650円 平成25年度分 53,100円

合計 先数 1件 1,968,750円

2) 特別管理産業廃棄物処理(収集・運搬)委託契約において、廃棄物の排出実績のある月には基本管理料を支払うこととされているが、契約書に排出予定月数が記載されていなかった。

また、契約書の違約金に関する条項において、基本管理料が違約金の算定対象に含まれていなかった。

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月12日、10月18日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 4件 (収入1、支出2、重点事項1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

[一般会計]

①生活保護費返還金

過年度分 22,315,276円 平成25年度分 327,530円

合計 先数 26件 22,642,806円

②住宅手当緊急特別措置事業返還金

過年度分 先数 1件 16,200円

[特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 4,413,448円 平成25年度分 98,126円

合計 先数 14件 4,511,574円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数 3件 87,412円

2) 保健師現任教育研修会及び給食施設病態別栄養業務研修会において、招聘した講師に支給した報償費に対し、復興特別所得税の源泉徴収をしていなかった。

3) HIV検査相談研修会の受講料について、前渡資金精算書が作成されていなかった。

4) 平成24年度に発生した生活保護費返還金の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発付されていなかった。

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	平成24年7月～平成25年6月
監査実施日	平成25年9月27日、10月24日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件 (その他1)</p> <p>1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について不適切な事務処理が多数あった。</p> <p>指導事項に該当するもの 10件 (収入2、支出2、給与2、物品2、財産1、重点事項1)</p> <p>①歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>ア 父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 2件 601,300円</p> <p>イ 生活保護費返還金 過年度分 先数 4件 3,194,132円</p> <p>[特別会計]</p> <p>ア 母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 20,577,156円 平成25年度分 571,514円 合計 先数 32件 21,148,670円</p> <p>イ 母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 345,558円 平成25年度分 283円 合計 先数10件 345,841円</p> <p>ウ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 7件 3,367,768円</p> <p>エ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 6件 173,009円</p> <p>②平成24年度に発生した生活保護費返還金の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発付されていなかった。</p> <p>③行政財産使用に伴う光熱水費の調定が遅延していた。</p> <p>④平成25年度分の行政財産使用許可による自動販売機設置の使用料を家屋貸付料(自動販売機)で収入していた。また、平成24年度分については、行政財産使用料で収入していたものを家屋貸付料(自動販売機)に科目更正していた。</p> <p>⑤給与の支給が遅延していた。</p> <p>⑥再任用職員の社会保険料控除について、4月当初人事給与システムへの入力になされなかったため、4月及び5月分が雑部金への控除が行われず、この本人負担分を現金で納付していた。</p> <p>⑦公用車用燃料に係る契約は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>⑧購入した郵便切手について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に記載のないものがあつた。</p> <p>⑨公共料金等の支払に係る自動口座振替において、支出命令書に記載の支出目的と相違した支出が行なわれるなど、次のとおり不適切な事務処理があつた。</p> <p>同一日に口座振替される電気料金のうち、水位観測局の電気料金の支払を目的とした前渡資金が支払手続きの遅れにより、振替日までに口座に入金されていなかった。</p> <p>このため、振替日において、庁舎電気料金支払を目的として口座に入金した前渡資金から水位観測局電気料金が口座振替された。この結果、庁舎電気料金として口座に入金した前渡資金で水位観測局電気料金の支払が行なわれていた。</p> <p>また、庁舎電気料金については、残高不足となり口座振替が行なわれなかった。</p> <p>このため、振替不能となった庁舎電気料金の支払にあたり、水位観測局電気料金支払を目的</p>	

としてあらためて口座に入金した前渡資金と口座に残っていた庁舎電気料金支払を目的とした前渡資金とを口座から引き出し、あわせて現金により庁舎電気料金の支払を行っていた。この結果、水位観測局電気料金を目的として口座に入金された前渡資金で庁舎電気料金（一部）の支払が行なわれていた。

⑩安全運転管理者の届出に要する経費について、資金前渡の手続きの遅れにより、公費で支出すべきところ、私費で支払していた。

(注意事項) 3件 (収入1、支出1、給与1)

監査対象所属	福祉保健部 女性相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	福祉保健部 中央児童相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月4日、平成26年1月16日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	福祉保健部 都留児童相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月20日、平成26年1月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 4件 (収入1、給与2、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金 過年度分 先数 1件 84,280円</p> <p>2) 雑部金の出納について、以下のとおり不適切な事務処理があった。 ①平成25年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。 ②平成25年3月末の雑部金(社会保険料)の残額に誤りがあったが、そのまま繰越されていた。 ③平成25年3月に行う労働保険料の振替収入が遅延していた。</p> <p>3) 住居手当認定簿が未作成のものがあった。</p> <p>4) 指名競争入札通知書により、入札価格は3年間の総額である旨明示した長期継続契約である清掃業務委託に係る入札について、第1回目入札で落札決定したが、当該入札金額は1年間の価格を記載した錯誤である旨の落札者の主張により契約が締結できなかったにもかかわらず、当該落札者に対し違約金の徴収を行っていなかった。 また、この場合において、当該落札者の入札を無効とするならば、当該落札者を除いて予定価格の範囲内で最も有利な条件で入札した2番札入札者を繰り上げて落札者とするべきであったが、この2番札入札者を落札者としていなかった。 なお、この入札全体を無効として、後日再度入札を執行し、結果として第1回目入札時の2番札入札者と契約を締結しているが、当該契約金額は、第1回目入札の2番札の金額に消費税</p>	

及び地方消費税を加算した金額よりも高いものとなっていた。

(注意事項) 1件 (物品1)

監査対象所属	福祉保健部 甲陽学園
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月3日、平成26年1月29日
監査の結果	
(指摘事項) 1件 (その他1)	
1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について不適切な事務処理が多数あった。	
指導事項に該当するもの 6件 (収入1、支出1、給与2、物品1、契約1)	
①歳入について、次のとおり収入未済があった。	
児童福祉施設費負担金	
過年度分 361,065円 平成25年度分 214,890円 合計 先数 9件 575,955円	
②資金前渡で支出した研修負担金について、精算が遅延しているものがあった。	
また、資金前渡で購入した自動車用燃料について、財務規則第149条に基づく物品購入報告書が作成されていなかった。	
③四輪自動車を使用する者の通勤手当の認定において、通勤距離を「一般に利用しうる最短の経路の長さ」でないものに誤って認定し、通勤手当が過払いとなっているものがあった。	
④労働保険料年度更新において、保険料・一般拠出金算定基礎額に誤りがあり、過少申告となっていた。	
⑤平成24年度の賃借物品であるガス漏れ警報器について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。	
また、平成25年度と同賃借物品について、占有物品受入調書の分類番号・名称に誤りがあった。	
⑥ゴミ処理業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。	
(注意事項) 2件 (物品1、重点事項1)	

監査対象所属	福祉保健部 こころの発達総合支援センター
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月4日、平成26年1月15日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 現金収納(診察代)において、財務規則第45条に定める期限までに払込みがなされていなかった。(9,330円)	
(注意事項) なし	

監査対象所属	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月16日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象所属	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月10日、平成26年1月15日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 5件 (収入1、給与1、財産1、契約2) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①児童福祉施設費負担金 過年度分 7,941,525円 平成25年度分 155,324円 合計 先数 18件 8,096,849円 ②あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,949,857円 平成25年度分 896,835円 合計 先数 41件 3,846,692円 2) 住居手当について、家賃の額の改定に伴う住居届の提出がされておらず、8月の手当確認作業の際も提出指導がなされていなかった。 3) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが10件あった。 4) 空調自動制御装置の保守点検委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。 5) 契約書に貼付すべき収入印紙について、昨年度において注意事項とされていたが改善されておらず、金額が不足しているもの(1件)及び貼付がないもの(6件)、貼付が不要なもの(4件)があった。 (注意事項) なし</p>	

監査対象所属	福祉保健部 育精福祉センター
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月5日、平成26年2月3日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 3件 (収入1、給与1、重点事項1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①児童福祉施設費負担金 過年度分 389,010円 平成25年度分 181,110円 合計 先数 12件 570,120円 ②育精福祉センター使用料 過年度分 438,700円 平成25年度分 9,200円 合計 先数 3件 447,900円 ③雑入 過年度分 12,937円 平成25年度分 37,838円</p>	

合計 先数 2件 50,775円
2) 住居手当について、支給要件喪失に伴う住居届が提出されていなかった。(要件喪失後の手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。)
3) 児童福祉施設措置費児童保護者負担金及び児童福祉施設使用料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状の発付が、遅延しているものがあった。
(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月11日、平成26年1月17日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (給与1)	
1) 臨時職員に係る通勤手当の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月5日、平成26年1月21日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月11日、平成26年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月29日、平成26年1月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	森林環境部 環境科学研究所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月4日、12月24日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (物品1、契約1)	
1) 転倒マス型雨量計の購入において、納品された製品の型番が物品要求書及び請書に記載された製品の型番と異なっていた。	

2) ガソリンの購入に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。

(注意事項) なし

監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月4日、11月6日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	
1) 送電用鉄塔敷に係る行政財産使用許可の指令書において、使用目的に申請・許可内容と異なる目的が記載されていた。 また、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していなかった。	
(注意事項) 2件 (契約2)	

監査対象所属	産業労働部 計量検定所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月19日、平成26年1月22日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	産業労働部 山梨県工業技術センター (ワインセンター)
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月22日、11月28日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	
1) 特許権の増減または移動について、公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告がなされていないものがあった。 また、公有財産の使用許可について、同条第2項に定める移動報告がなされていないものがあった。	
(注意事項) 1件 (給与1)	

監査対象所属	産業労働部 山梨県富士工業技術センター
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月23日、11月27日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月29日、12月20日

監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 4件 (物品2、契約1、重点事項1)</p> <p>1) 資金前渡で購入した自動車用燃料について、財務規則第149条に定める物品購入報告書が作成されていなかった。</p> <p>2) 賃借物品である無線LAN機器等について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。</p> <p>また、自動製版印刷機について、同条に定める占有物品払出調書及び占有物品受入調書が作成されていなかった。</p> <p>3) 授業の委託契約(6件)は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。また、同契約書第10条第3項に誤りがあった。</p> <p>4) 平成25年度前期授業料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状の発付が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月29日、12月18日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>授業料 過年度分 先数 5件 1,347,950円</p> <p>(注意事項) 1件 (物品1)</p>	

監査対象所属	産業労働部 峡南高等技術専門校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) LPガスの供給に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象所属	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	平成24年10月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月23日、12月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象所属	観光部 大阪事務所
監査対象期間	平成24年11月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月11日、11月11日

監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 労働保険料について、雑入への振替が遅延しており、年度を超えて振替が行われていた。</p> <p>(注意事項) 2件 (収入1、物品1)</p>	

監査対象所属	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	農政部 水産技術センター (忍野支所)
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月15日、11月12日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 5筆</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター (病虫害防除所)
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月17日、11月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていないものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	農政部 果樹試験場
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月18日、11月15日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p>	

1) 清掃業務委託及び排水中和施設維持管理委託契約は、年間の契約額が定められた契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていた。
(注意事項) なし

監査対象所属	農政部 畜産試験場
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月22日、11月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	農政部 酪農試験場
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月18日、11月25日
監査の結果	
(指摘事項) 1件 (給与1) 1) 四輪自動車を使用する者の通勤手当について、通勤距離を誤って認定し、通勤手当が過払いとなっているものがあった。(合計 3件 170,894円) (指導事項) 1件 (財産1) 1) 行政財産目的外使用許可について、使用期間の更新及び許可事項の変更を行っているにもかかわらず、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象所属	農政部 専門学校農業大学校
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月16日、11月25日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 2件 (収入1、財産1) 1) 現金収納(生産物売払収入)において、財務規則第45条に定める期限までに払込みがされていないものがあった。(35,850円) 2) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告がなされていないものがあった。 (注意事項) 1件 (物品1)	

監査対象所属	県土整備部 中部横断自動車道推進事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月7日、11月7日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (工事1) (重点・行政監査) 1件 (工事件数10件中2件抽出) 1) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計を行う際の調査が不十分であったことが原因で、設計変更を行っているものがあった。(2件)	

監査対象所属	県土整備部 新環状・西関東道路建設事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月1～2日、11月26日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件 (支出1、給与2)</p> <p>1) 印鑑届送付簿について、財務規則第66条に定める様式に準じて作成されておらず、指定金融機関の受領印がなかった。</p> <p>2) 住居手当の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。</p> <p>3) 職員の用地交渉手当について、誤って宿日直手当を支給していたため過払いとなっていた。</p> <p>(注意事項) 1件 (工事1)</p> <p>(重点・行政監査) 1件 (工事件数14件中5件抽出)</p> <p>1) 設計及び契約変更を行っているもののうち、当初設計の誤謬が原因のものがあった。(1件)</p>	

監査対象所属	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月10日、11月5日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (契約1、工事1)</p> <p>1) 広瀬ダム公園管理業務委託契約において、相手方との協議のうえ、特記仕様書に定める藤棚消毒作業の作業回数を2回から1回に変更し、他の業務に振り替えていたが、変更に係る打ち合わせ協議簿が作成されておらず、変更契約も行われていなかった。</p> <p>2) 琴川ダム貯水池周辺他緊急維持修繕委託(その2)の特記仕様書では委託業務の内容を「緊急的な維持修繕」と定めているが、当該業務委託の中で、緊急的な維持修繕とは考えられないダム案内看板を新たに設置する工事を行っていた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月11日、11月12日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (工事1)</p> <p>1) 荒川ダムゲート操作制御設備(機側操作盤)更新工事の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。</p> <p>(注意事項) なし</p> <p>(重点・行政監査) 1件 (工事件数4件中2件抽出)</p> <p>1) 変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(1件)(再掲)</p>	

監査対象所属	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月11日、11月19日

監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 「大門ダム管理事務所及び公園等管理業務委託契約」及び「塩川ダム管理区域内除草及び清掃等業務委託契約」は単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。	
(注意事項) なし	
(重点・行政監査) なし (工事件数3件中1件抽出)	

監査対象所属	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月11日、12月18日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 葛野川ダムデータ伝送装置の維持管理に関する委託契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。	
(注意事項) なし	
(重点・行政監査) なし (工事件数2件中2件抽出)	

監査対象所属	県土整備部 流域下水道事務所
監査対象期間	平成24年8月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月15～16日、11月26日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (財産1、工事1)	
1) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものがあった。	
2) 富士北麓流域下水道富士北麓浄化センター場内整備工事の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。	
(注意事項) なし	
(重点・行政監査) 1件 (工事件数28件中4件抽出)	
1) 変更契約は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。(1件)(再掲)	

監査対象所属	中北教育事務所
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	峡東教育事務所
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月

監査実施日	平成25年11月1日、12月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 4件 (収入1、給与2、物品1)</p> <p>1) 期間採用教職員に係る社会保険料の調定が遅延していた。</p> <p>2) 夫婦共同扶養に係る扶養親族届において、共同扶養者の連名で提出すべき申出書が、扶養親族届を提出した者のみの名前で提出されていた。</p> <p>3) 笛川中学校において、職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計 31,066円)</p> <p>また、給与が口座に滞留することにより、利息が発生していたが、当該利息の調定も遅延していた。</p> <p>4) 心肺蘇生講習会用ダミー人形15体について、学校等に貸出しを行っているが、平成24年7月から平成25年3月までの間、物品貸付調書及び返却調書が作成されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	峡南教育事務所
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 富士川町立増穂西小学校において、職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(10,200円)</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	富士・東部教育事務所
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月5日、平成26年1月9日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 下記の管内4小中学校において、職員の現金支給に係る給与が各学校の給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していたものがあった。(4校合計 347,962円)</p> <p>富士吉田市立富士見台中学校、大月市立猿橋中学校、都留市立谷村第一小学校、山中湖村立東小学校</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	総合教育センター
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月12日、平成26年1月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) JR使用による出張において、往復同一区間でかつ片道60.1km以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	図書館
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月3日、平成26年1月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (物品1)</p> <p>1) 図書等の管理において不明・未返却資料が次のとおり認められた。</p> <p>①不明資料 平成22年度 271点 平成23年度 90点 平成24年度 382点 平成25年度 278点 合計1,021点</p> <p>②未返却資料 平成22年度 21点(21点) 平成23年度 13点(14点) 平成24年度 97点(2,853点) 平成25年度 3,791点(207点) 合計 3,922点</p> <p>※ ()内は、昨年度予備監査日時点の未返却資料。平成25年度 ()内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの(予備監査日時点で3回目の月末督促の対象になったもの)。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	美術館
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月14日、平成26年2月4日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 印刷物に掲載するための作品写真撮影料を支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかった。</p> <p>(注意事項) 3件 (給与1、契約2)</p>	

監査対象所属	博物館
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月8日、平成26年2月3日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象所属	考古博物館(埋蔵文化財センター)
監査対象期間	平成24年10月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月11日、平成26年1月23日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件 (給与1、契約2)</p> <p>1) 企画展に係る業務の旅費において、宿泊に要する経費として室料相当分及び朝食代相当分を支給していたが、夕食代に相当する経費が不算定であり、支給不足となっていた。</p> <p>2) 岩窪収蔵庫の廃棄物等処理業務委託(廃棄物の種類に応じた複数単価契約)において、産業廃棄物及び家電リサイクル法の対象となる家電製品の収集・運搬等を行っているが、テレビ及</p>	

<p>び冷蔵庫については、契約書に記載がなかった。また、テレビについては支出負担行為伺いにも記載がなかった。</p> <p>3) LPガス供給契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>
--

監査対象所属	文学館
監査対象期間	平成24年9月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月14日、12月25日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 4件 (収入2、財産1、重点事項1)</p> <p>1) 都市公園占用料について調定が遅延しているものがあつた。1件 3,220円</p> <p>2) 指定管理者が承認した講堂の使用について、使用者が使用日までに使用料を納入しなかつたにもかかわらず講堂を使用させていた。その結果、当該使用料が次のとおり収入未済となつていた。</p> <p style="padding-left: 20px;">文学館講堂使用料</p> <p style="padding-left: 20px;">平成24年度分 1件 13,600円</p> <p>また、使用承認を受けた者が納期までに使用料を納入しなかつた場合の使用承認の取扱について、指定管理者と取り決めがなされていなかつた。</p> <p>3) 芸術の森公園に係る都市公園の占用許可(バス停留所標識)について、許可の更新手続きがされていないものがあつた。</p> <p>4) 平成24年度に発生した講堂使用料に係る収入未済1件1先13,600円について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿が作成されておらず、「山梨県税外収入の督促及び延滞処分に関する規則」に基づく督促状も発付されていなかつた。</p> <p>(注意事項) 2件 (給与1、契約1)</p>	

監査対象所属	北杜高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 日直代行業務委託は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかつた。</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象所属	韮崎高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象所属	韮崎工業高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月31日、11月11日、12月26日

監査の結果

(指摘事項) 4件 (給与1、物品1、財産1、契約1)

1) 平成25年1月に実施した昨年度の定例監査において、平成24年4月甲府市内に自宅(持ち家)のある職員が東京都内の借家に転居し、自動車と鉄道を利用して通勤する旨の届出が提出された際、届出に係る事実を証する定期券写しの確認を行わないまま通勤手当を認定し、届出に基づく手当を支給しており、また、年度途中に実施される手当の事後の随時確認の際も、本件に係る定期券写しの確認が行われていなかったため、指導事項とした。

平成25年11月に実施した今年度の定例監査時点においても、定期券写しの確認がなされていなかったとともに、平成25年4月に東京都内から自動車により通勤する旨の変更届が提出された際にも、変更前と同様に実態の確認を行わないまま通勤手当を認定し、支給していたため、指摘事項とした。

2) 物品の購入について、以下のとおり著しく不適切な事務処理等があった。

○図書室の書籍に財務規則に定める物品の購入手続きを行わないまま納入させていたものがあった。このため、監査日(11月)現在、支払等ができない状態となっていた。

○物品要求書及び支出命令書が重複しており、二重払がされていたものがあった。また、物品要求書に記載された物品と納品書・請求書に記載された物品に一致しないものがあった。

○平成25年度の新聞購読料は支出負担行為伺いで前金払とされていたが、監査日(11月)現在、4月から10月分の支払等がされていなかった。

3) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている自動火災報知設備等及び消火栓設備等の機器点検が、監査日(11月)現在、実施されていなかった。

4) 平成25年度PH中和槽維持管理業務など6件の業務、飲料水及びプールの水質検査業務及びガス漏れ警報機の賃貸借について、財務規則に定める契約手続きを行わないまま、業務等を業者に行なわせていた。このため、監査日(11月)現在、支払等ができない状態となっていた。

(指導事項) 4件 (収入1、支出1、契約2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

授業料 過年度分 先数1件 39,600円

2) 電気料金等の支払が遅延しているものがあった。

また、電気料金について遅延利息が発生していた。

3) LPガス供給等に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。

4) 契約書に定められた請求時期と実際に請求書が提出された時期が相違しているものが4件あった。

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	甲府第一高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 行政財産使用許可に係る日新館厨房使用の上下水道料負担金の調定において、算定基礎となる学校全体の上下水道使用料には消費税が含まれているが、当該負担金に消費税相当分が加算されていなかった。	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	甲府西高等学校
--------	---------

監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、契約1)</p> <p>1) 平成25年度高等学校入学料を4月9日に現金収納したが、財務規則第45条に定める期限までに払込みがなされていなかった。</p> <p>2) 校舎内廃棄物処理業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	甲府南高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月8日、12月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	甲府東高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、契約1)</p> <p>1) 修了、卒業及び成績等に関する証明手数料において、収入証紙消印実績調書への手数料の入力に誤りがあった。</p> <p>2) 日直代行業務委託契約及び校内ゴミ処理業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	甲府工業高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月28日、平成26年1月29日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 日直代行業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	甲府城西高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月13日、12月24日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p>	

1) 建築物環境衛生管理業務委託において、通年で選任が必要な「建築物環境衛生管理技術者」に係る業務について、委託契約期間満了前の平成25年3月25日付けで履行確認を行い、同3月29日付けで支出していた。
(注意事項) なし

監査対象所属	甲府昭和高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	農林高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 公共料金等の支払に係る自動口座振替において、支出命令が遅延したことにより、振替不能や年度が異なる支払いの振替など、次のとおり不適切な事務処理があった。 同一日に口座振替される電気料金4件は電気料金の支払を目的とした前渡資金が支払手続きの遅れにより、振替日までに口座に入金されていなかった。 このため、振替日(出納閉鎖日)において、水道料金支払を目的として口座に入金した前渡資金から電気料金4件のうち3件が口座振替された。この結果、水道料金として出納閉鎖日に口座に入金した前渡資金で新年度の電気料金の支払が行なわれていた。 また、水道料金については、電気料金4件の支払を目的としてあらためて口座に入金した新年度の前渡資金と口座に残っていた水道料金支払を目的とした前渡資金とにより納期限前に口座から引き落とされていた。ただし、振替不能となった電気料の延滞利息は発生しなかった。 (注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象所属	巨摩高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (物品1)</p> <p>1) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式について、財務規則第161条に定める物品貸付調書が作成されていなかった。 (注意事項) なし</p>	

監査対象所属	白根高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月8日、12月24日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	増穂商業高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月12日、平成26年1月23日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (給与1) 1) 特殊勤務手当(教員特殊業務手当)を受給資格のない者に支給していた。 (注意事項) なし</p>	

監査対象所属	市川高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 3件 (支出1、財産1、契約1) 1) 賃借物品であるLPガス警報器の使用料の支出科目について「使用料及び賃借料」としないで「需用費」で処理されていた。 2) 行政財産使用許可において使用料を減額しているが、申請書に減額を希望する理由の記載がないものが5件あった。 3) 可燃物運搬処理業務委託契約外3件は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。 (注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象所属	峡南高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月13日、12月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数8件 586,000円 (注意事項) 1件 (支出1)</p>	

監査対象所属	身延高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月13日、12月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	笛吹高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	日川高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 電気通信施設設置及び厨房使用に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	山梨高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	塩山高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月15日、平成26年1月9日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 5件 (収入1、物品1、財産1、契約1、重点事項1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数1件 168,300円</p> <p>2) 郵便切手類受払簿が定められた様式で月毎に作成されていなかった。</p> <p>3) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが5件あった。</p> <p>4) 日直代行業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>5) 平成24年度に発生した学校開放に係る照明施設電気料について、収入未済となっていたが「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発付されておらず、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める延滞債権管理簿も作成されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	都留高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	上野原高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月

監査実施日	平成25年11月19日、12月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	谷村工業高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 電柱等及び自動販売機設置を目的とした行政財産使用料について、調定がされていないものが7件あった。(合計 14,753円)</p> <p>2) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが8件あった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	桂高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 1筆</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	吉田高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月15日、12月24日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが5件あった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	富士北稜高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月19日、平成26年1月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	富士河口湖高等学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月

監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (給与1、物品1)</p> <p>1) 別居の父母に係る扶養手当の事後確認における送金の判定について認定要件を満たしていないものがあつた。このため、扶養手当が過払いとなつていた。</p> <p>2) 平成24年度に賃借した車両について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象所属	中央高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月13日、平成26年1月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (物品1)</p> <p>1) 新校舎への引っ越しに伴い、使用不能な物品を廃棄処分していたが、財務規則第164条に定める物品棄却調書による棄却のための手続きが行われていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月15日、平成26年1月9日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件 (収入1、給与1、財産1)</p> <p>1) 収入証紙消印実績簿の件数及び金額に誤りがあつた。</p> <p>2) 児童手当について、職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第5条第2項に定める額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものが2件あつた。</p> <p>3) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものがあつた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	盲学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月28日、平成26年1月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象所属	ろう学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月19日、平成26年1月9日
監査の結果	

<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (物品1、財産1)</p> <p>1) 賃借物品であるファクシミリ及び丁合機について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。</p> <p>2) 公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが2件あった。</p> <p>(注意事項) 1件 (物品1)</p>

監査対象所属	甲府支援学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) ゴミ処理委託契約及び灯油の供給に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	あけぼの支援学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月28日、平成26年1月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	わかば支援学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月28日、平成26年2月3日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="padding-left: 2em;">特別支援教育就学奨励費(給食費)過払いに係る返還金の延滞金</p> <p style="padding-left: 2em;">平成25年度分 先数1件 50円</p> <p>(注意事項) 1件 (物品1)</p>	

監査対象所属	やまびこ支援学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 安全運転管理者の届出に要する経費について、公費で支出すべきところ、私費で支出していた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	富士見支援学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 不・可燃物ゴミ処理業務委託契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	ふじざくら支援学校
監査対象期間	平成24年9月～平成25年10月
監査実施日	平成26年1月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (給与1、契約1)</p> <p>1) 増額変更後の通勤手当について、支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。</p> <p>2) 平成25年度スクールバス運行管理業務委託契約について、次のとおり不適切な事項があった。</p> <p>①契約担当者が記載すべき予定価格調書の予定価格欄及び見積書比較価格欄について、金額が印字されたものであった。</p> <p>②予定価格が積算額より高く設定されていた。また、結果として積算額を上回る額で契約されていた。</p> <p>③支出負担行為伺いの支出区分では精算払のみとなっていたが、契約書第6条第2項に前金払ができる旨規定されていた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象所属	かえで支援学校
監査対象期間	平成24年11月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月12日、平成26年1月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	甲府警察署
監査対象期間	平成24年10月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月30日、12月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、契約1)</p> <p>1) 平成25年度の待機宿舍（美咲寮）の入居料の算定について、管理人に指定された者の自動車の保管場所に係る加算額の調整に誤りがあり、入居料が過大に徴収されていた。</p> <p>2) 自動車用燃料の購入に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象所属	南甲府警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	南アルプス警察署
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月5日、12月24日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	韮崎警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (契約1) 1) 車両運搬委託契約外11件に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象所属	北杜警察署
監査対象期間	平成24年10月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月31日、12月17日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (契約1) 1) 監視システムの賃貸借に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。また、契約書に不要な収入印紙が貼付されていた。 (注意事項) なし	

監査対象所属	鯉沢警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	南部警察署
監査対象期間	平成24年10月～平成25年7月
監査実施日	平成25年10月30日、12月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (支出1) 1) 平成24年10月に更新している身延山駐在所敷地賃借に係る長期継続契約の執行伺いは、支出負担行為伺いにより行うこととされているが、支出負担行為伺いが作成されていなかった。そのため年度当初に決裁を受けた支出負担行為伺いで3月に年間使用料を支払っていた。 (注意事項) なし</p>	

監査対象所属	笛吹警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	日下部警察署
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月1日、12月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (物品1)</p>	

監査対象所属	富士吉田警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 2件 (支出1、契約1) 1) 留置人疾病治療費の支払において、全額公費負担とすべきところ、国民健康保険を適用した金額(診療費の3割)の請求書を受け取り、支払を行っているものがあつた。 2) 庁舎清掃業務委託契約書中の委託料の支払に関する条項において、毎月前月分の請求書を提出することとされているが、前月分として請求すべき金額の算定方法が明らかにされていなかった。また、実際の請求は、当該条項の規定とは異なり、2か月に1度行われていた。 (注意事項) なし</p>	

監査対象所属	大月警察署
監査対象期間	平成24年9月～平成25年9月
監査実施日	平成25年12月13日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象所属	上野原警察署
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月7日、12月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかった。	

8 平成25年度の定例監査の実施状況

平成25年度の定例監査の実施状況は、上期公表分(平成25年12月6日発行(山梨県公報号外第八十四号))と今回の結果を合わせ下表のとおりである。

1) 定例監査箇所一覧表

平成25年度の定例監査対象箇所数は、257所属で、前年度と比較して1所属の減となっている。これは組織改正によるものである。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
知事政策局	3	1		4
企画県民部	10	6		16
リニア交通局	2			2
総務部	9	3		12
福祉保健部	9	18		27
森林環境部	8	6		14
エネルギー局	1			1
産業労働部	7	7		14
観光部	4	1	1	6
農政部	9	12		21
県土整備部	14	13		27
出納局	3			3
企業局	2	4		6
教育委員会	10	49	1	60
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	28	12		40
合計	123	132	2	257

※参考 平成24年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合計	123	133	2	258

2) 監査の結果

平成25年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見ごとの区分の集計は、下表のとおりである。

平成25年度実施分 A

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	1	0	2	2	3	1	1	6	2	18
指導事項	61	25	31	28	36	58	23	12	0	274
注意事項	5	5	4	11	4	49	25	1	0	104
意見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	67	30	37	41	43	108	49	19	2	396

平成24年度実施分 B

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	5	1	4	0	0	1	2	0	1	14
指導事項	94	48	28	34	43	34	9	8	1	299
注意事項	2	11	4	8	6	40	10	14	0	95
意見	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	102	60	36	42	49	75	21	22	2	409

平成25年度と平成24年度との対比(A-B)

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	▲ 4	▲ 1	▲ 2	2	3	0	▲ 1	6	1	4
指導事項	▲ 33	▲ 23	3	▲ 6	▲ 7	24	14	4	▲ 1	▲ 25
注意事項	3	▲ 6	0	3	▲ 2	9	15	▲ 13	0	9
意見	▲ 1	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 1
合計	▲ 35	▲ 30	1	▲ 1	▲ 6	33	28	▲ 3	0	▲ 13